

令和7年3月28日

関係学生 各位

学生支援課 奨学支援係

「在学猶予願」の提出について

下記に該当する学生は、願い出により貸与が終了した奨学金の返還期限を猶予することができます(在学猶予と言います)。在学猶予を希望する場合は、期限までにスカラネットパーソナルから「在学猶予願」を提出してください。

この手続きを行わないと、在学中でも令和7年10月から奨学金の返還が始まりますので注意してください。

記

1. 該当者

- ① 令和7年度入学者(大学院学内進学者も含む)で、入学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方
- ② 奨学金の貸与を辞退した方
- ③ 貸与終了後も、留年・休学等により引き続き在学している方

2. 提出期間: 令和7年4月14日(月)～5月30日(金)

※提出マニュアルを下記ページに掲載しています。

大学ウェブサイト【教育・学生支援】→経済的支援→日本学生支援機構→貸与奨学金



※採用候補者(予約申請者)の方は、「進学届」提出の際に、前奨学生番号を入力することで、在学猶予願を提出したことになりますので提出不要です。